山運輸第233号の2 山運整第225号の2 令和6年10月21日

自動車運送事業者等 各位

東北運輸局山形運輸支局長 (公 印 省 略)

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

今般「自動車事故報告書等の取扱要領」(平成元年3月29日付け、地車第44号、 地備第57号)の一部を別添のとおり改正した旨通達がありましたので、令和7年4 月1日以降は改正後の同要領に基づき報告されるようお願いいたします。

東自旅一 第 3 9 0 号 東自旅二 第 4 6 6 号 東自 貨 第 2 7 1 号 東自 監 第 1 7 2 号 東自 整 第 9 7 号 東自 保 第 6 0 号

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長(公印省略)

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

標記について、令和6年10月1日付け国自安第77号の2及び国自整第146号の2 により物流・自動車局長から別紙のとおり通達があったので了知されるとともに、関係事業者へ周知されたい。

国自安第77号の2 国自整第146号の2 令和6年10月1日

各地方運輸局長 殿沖縄総合事務局長 殿

国 土 交 通 省 物流・自動車局長 (公印省略)

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

今般、「自動車事故報告書等の取扱要領」(平成元年3月29日付け、地車第44号、 地備第57号)の一部を別添のとおり改正するため、遺漏なきよう取り計らわれたい。 なお、本改正については、関係団体あてにも通知することを申し添える。

新	旧
地車第44号	地車第44号
地備第57号	地備第57号
平成元年3月29日	平成元年3月29日
改正:自環第284号	改正:自環第284号
自整第229号	自整第229号
平成8年12月20日	平成8年12月20日
改正:国自総第9号	改正:国自総第9号
国自整第7号	国自整第7号
平成13年4月20日	平成13年4月20日
改正:国自総第512号	改正:国自総第512号
国自整第212号	国自整第212号
平成15年3月11日	平成15年3月11日
改正:国自総第441号	改正:国自総第441号
国自整第152号	国自整第152号
平成17年2月1日	平成17年2月1日
改正:国自総第17号	改正:国自総第17号
国自整第 6号	国自整第 6号
平成18年4月14日	平成18年4月14日
改正:国自総第338号	改正:国自総第338号
国自整第 97号	国自整第 97号
平成18年10月6日	平成18年10月6日
改正:国自安第115号	改正:国自安第115号
国自整第 89号	国自整第 89号
平成21年11月20日	平成21年11月20日
改正:国自安第246号	改正:国自安第246号
国自整第342号	国自整第342号
平成27年3月23日	平成27年3月23日 改正:国自安第17号
改正:国自安第17号	以此:国百女弟 1 7 号 国自整第 4 0 号
国自整第40号	平成27年5月18日
平成27年5月18日	
改正:国自安第181号	<u> </u>
国自整第296号	令和4年3月23日
令和4年3月23日	т тт 4 + 3 / 2 3 н
最終改正:国自安第 77号	
国自整第146号	
令和6年10月1日	

各地方運輸局長 殿沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

自動車事故報告書等の取扱要領

(新設)

自動車事故報告書等の取扱要領

- 1 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。)第2条第1号の「転覆」とは、三輪以下の軽自動車にあっては、当該軽自動車が道路上において路面と外側の前後車輪の接地点を結んだ線を軸として、その側に傾けた角度が35度以上傾斜したときであって、運行不能となったものをいう。
- 2 規則第2条第11号の「自動車の装置の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなったもの」とは、次に掲げるものをいう。

<u>3</u> (略)

4 運輸支局長は、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者(主として指定都道府県等(道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)第四条第一項の指定都道府県等をいう。)の区域内において自家用有償旅客運送を行う者を除く。)並びに道路運送管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下「事業者等」という。)に規則第2条の事故があった場合は、規則第3条の自動車事故報告書(以下「報告書」という。)を事故があった日(同条第10号に掲げる事故にあっては事業者等が当該教護義務違反があったことを知った日、同条第15号に掲げる事故にあっては当該指示があった日。以下同じ。)から30日以内に提出させること。ただし、事故の規模が大きいと判断される場合には、当該事故が

1 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。)第2条第11号に規定する「自動車の装置の故障 (以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなったもの」とは、次に掲げるものをいう。

<u>2</u> (略)

3 運輸支局長は、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者 (貨物軽自動車運送事業者を除く。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者(主として指定都道府県等 (道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)第四条第一項の指定都道府県等をいう。)の区域内において自家用有償旅客運送を行う者を除く。)並びに道路運送車両法(昭和26年法律5年表別事50条に規定する整備管理者を選任しなければない自家用自動車の使用者(以下「事業者等」という。)に規則第3条の自動車事故報告書という。)を事故があった日(同条第10号に掲げる事故にあっては事業者等が当該救護義務違反があったことを事故の表別である。以下同じ。)から30日以内に提出させること。ただし、事故の規模が大きいと判断される場合又は事故の社会的影響が大き る。

<u>5~14</u> (略)

|附 則(令和6年10月1日付け国自安第77号、国自整第146

改正後の通達は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法 律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和6年法律 第23号)の施行の日から施行する。

別 表1

第1 一般事項

1~8 (略)

- 9 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者(氏名、職名、選任 届出年月日、資格者証番号又は貨物軽自動車安全管理者講習修 了番号、職務の執行状況)
- 第2 自動車の概要
 - 1 登録番号又は車両番号
 - 2 登録年月日又は交付年月日
 - 3 初度登録年月又は初度交付年月

(略) $4 \sim 1.7$

第3~第9

別 表 2

- 1. (略)
- 2. 事故等の概要
 - $(1) \sim (3)$ (略)
 - (4) 車両
 - ①登録番号又は車両番号
 - ②~④ (略)
 - $(5) \sim (9)$ (略)
- 3. 当該運転者に関する事項
 - (1)健康状態の把握状況
 - ①・② (略)
 - ③ 脳疾患、心臓疾患のスクリーニング検査の受診状況
 - ④ 事故前後の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査の受診

あった日から30日以内であっても報告を督促することができ いと判断される場合には、当該事故があった日から30日以内で あっても報告を督促することができる。

<u>4</u>~<u>1 3</u> (略)

別 表1

第1 一般事項

1~8 (略)

- 9 運行管理者(氏名、職名、選任届出年月日、資格者証番号、 職務の執行状況)
- |第2 自動車の概要
 - 1 登録番号
 - 2 登録年月日
 - 3 初度登録年月

(略) $4 \sim 1.7$

第3~第9

- 別 表2
- 1. (略)
- 2. 事故等の概要
 - $(1) \sim (3)$ (略)
 - (4) 車両
 - ①登録番号
 - ②~④ (略)
 - $(5) \sim (9)$
- 3. 当該運転者に関する事項
 - (1)健康状態の把握状況
 - (1) · (2)

(新設)

(新設)

□ 事故前後の睡眠時無呼吸症候群精密診断(検査)の状況 □ 事故前後の視野障害スクリーニング検査の受診状況 □ 事故前後の視野障害精密診断(検査)の状況	(新設) (新設) (新設)
<u>③</u> (略)	③ (略)
(2)·(3) (略)	(2)·(3) (略)
4~6 (略)	4~6 (略)
別 表3 (略)	別 表 3 (略)

.

•

•